

# 公 告

関税法第48条の2の規定に基づき、下記のとおり保税蔵置場許可の承継の承認をしたので、関税法第48条の2第6項の規定に基づき公告する。

## 記

- 1 吸収分割後の法人の住所及び名称  
東京都千代田区内幸町二丁目1番1号  
UBE三菱セメント株式会社  
(法人番号：2010001217516)
- 2 承継に係る保税蔵置場の名称及び所在地  
三菱マテリアル株式会社九州工場  
福岡県京都郡苅田町鳥越町2番地及び3番地
- 3 承継前に許可を受けていた者の住所及び名称  
東京都千代田区丸の内三丁目2番3号  
三菱マテリアル株式会社
- 4 承継後の保税蔵置場の名称及び所在地  
UBE三菱セメント株式会社九州工場  
福岡県京都郡苅田町鳥越町2番地及び3番地
- 5 承継された許可期間  
自 令和4年4月1日  
至 令和8年1月31日

令和4年3月3日

門司税関長 前川 隆一